

## 広域返却サービスをお申込みの方へ

### 対象資料

- 山梨県立図書館で、貸出手続きと一緒に、広域返却を申し込んだ図書・雑誌  
※視聴覚資料（DVD、ビデオテープ等）や他の図書館から取り寄せた資料、広域返却を申し込んでいない資料は、県立図書館に直接返却してください。

### 返却方法

- 「広域返却票」と返却資料を、「広域返却」のタグのついた袋に入れた状態で、申込みの際に指定した返却図書館（市町村立図書館）のカウンターに返却してください。
- 返却図書館で、受取日などが記入された「利用者控」をお受け取りください。

### 注意事項

- 貸出期間内に、返却図書館の開館時間中に返却してください。
- 返却図書館および県立図書館の返却ポストはご利用いただけません。
- 1枚の「広域返却票」にある貸出資料を分割して返却することはできません。
- 袋に入れて返却してください。袋をなくした場合は、県立図書館のカウンターに直接返却してください。
- 「広域返却票」内の貸出票に記載されている返却期限を過ぎた場合や、貸出期間を延長した場合、資料が水にぬれたり破れたりした場合は、「広域返却票」と一緒に、県立図書館のカウンターに直接返却してください。
- 返却図書館での処理が済むまでは「貸出中」となっているため、この期間は貸出点数の上限を超えての新たな貸出はできませんのでご了承ください。

○○○ 広域返却サービスとは？ ○○○

山梨県立図書館から借りた図書・雑誌を、市町村立図書館で返却できるサービスです。

\* 貸出のつど、山梨県立図書館のカウンターでのお申し込みが必要です。

\* 申込みの際に指定した図書館以外には返却できません。

○返却できる図書館と主な休館日（この他にも休館日があります。詳しくは各図書館でご確認ください）

- ・富士吉田市立図書館（月曜日）
- ・都留市立図書館（月曜日）
- ・大月市立図書館（月曜日）
- ・韮崎市立大村記念図書館（月曜日）
- ・上野原市立図書館（月曜日）
- ・南部町立南部図書館（月曜日）
- ・富士川町立図書館（月曜日）
- ・忍野村立おしの図書館（月曜日）
- ・富士河口湖町生涯学習館（月曜日）
- ・甲斐市立図書館（3館）（竜王：金曜日，敷島・双葉：月曜日）
- ・南アルプス市立図書館（5館）（中央・楡形）：不定休(月1回)，八田・白根・わかくさ・甲西：月曜日）
- ・北杜市立図書館（8館）（明野・むかわ：日曜日，小淵沢：土曜日，  
すたま・たかね・ながさか・金田一・はくしゅう：月曜日）

※上記以外の図書館（分館・地域館）には返却できません。

本サービスについてのお問い合わせ先

山梨県立図書館 総務企画課 企画振興担当

TEL：055-255-1040 FAX：055-255-1042